

子どもとおとなの

日本国憲法

武蔵野市

子どもとおとなの

日本国憲法

<口語訳>

宮沢俊義

国分一太郎

△復刻版▽

発刊のことば

みなさんは、憲法というのはどんなものかごぞんじですか。自分の身にかかわりのないことのように思っている人はいないでしょうか。もしそうならば、それは大きなまちがいです。

人びとがお互いに人権を尊重すること、民主主義を実行すること、平和を愛する心をもつて世界中の人びとと交流していくこと。

憲法に書かれているこれらのことは、日本の国の進んでいくべき道をさし示しています。また、わたしたちの毎日のくらしの目標でもあります。

憲法は、わたしたちの理想と抱負をおりこんだいちばん大事な法典なのです。

もくじ

| | |
|---------------|------|
| 発刊のことば | (2) |
| ◇日本国憲法 | |
| 前文 | (4) |
| 第一章 天皇 | (8) |
| (第一条～第八条) | |
| 第二章 戦争の放棄 | (12) |
| (第九条) | |
| 第三章 国民の権利及び義務 | (13) |
| (第十条～第四十条) | |
| 第四章 国会 | (29) |
| (第四十一条～第六十四条) | |
| 第五章 内閣 | (40) |
| (第六十五条～第七十五条) | |

そして、憲法には、自分たちの住んでいる市は、自分たちでおさめていくという考え方が書かれています。これを「地方自治」といいます。武蔵野市の政治は、武蔵野市民が決めていきます。市民の代表として、市長や市議会議員が選ばれるのはそのためです。

わたしたち武蔵野市民は、憲法によって決められた自治のころを守って、みんなが住みやすい、平和で豊かなまちづくりをしているところです。

子どももおとなもひとりのこらず憲法を知ってほしいと思います。それで、小学生や中学生にも読みやすいように、憲法の口語訳と原文を並べたこの本を編集しました。五月三日は憲法の日です。うちじゅうでいっしょに読んでください。

武蔵野市

| | |
|---------------|------|
| 第六章 司法 | (45) |
| (第七十六条～第八十二条) | |
| 第七章 財政 | (50) |
| (第八十三条～第九十一条) | |
| 第八章 地方自治 | (53) |
| (第九十二条～第九十五条) | |
| 第九章 改正 | (55) |
| (第九十六条) | |
| 第十章 最高法規 | (56) |
| (第九十七条～第九十九条) | |
| 第十一章 補則 | (58) |
| (第百条～第百三条) | |
| ◇児童憲章 | (60) |
| ◇世界連邦に関する宣言 | (62) |
| ◇福祉都市宣言 | (62) |
| ◇武蔵野市非核都市宣言 | (63) |



憲法のこころ

わたくしたちは、人類の平和と世界の国ぐにのしたしいまじわり、民主主義と自由をたいせつにすることこそが、わたくしたちを幸福にしてくれるものであることを信じて、こ

日本国憲法

(昭和二十一年十一月三日公布
昭和二十二年五月三日施行)

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、

の憲法をつくりました。だから政府のまちがったおこないのおかげで、むごたらしい戦争がおこるようなことは、けっして許しません。わたくしたちは、わたくしたちじしんが、ほんとうに幸福になるような政治がおこなわれるようにするには、どうしたらよいか、それをきめる力は、わたくしたち国民にあることをかたく信じます。これは、世界中の人びとが信じていることでもあります。だからわたくしたちは、この考えかたにあわない憲法や法律や詔勅は、いつさいみとめません。わたくしたちは、いつも、この「国民主権」という考えかたにしたがつて、わたくしたちの代表（そののそうだん）による政治をおこなうことにします。

わたくしたちは、世界が、いつも、またい

わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と

◀ 前文

つまでも平和であることを、心からねがいま
す。そして、世界のどんな国ぐにの人も同じ
ねがいを持っていることを信じます。だから
世界中の人びとの真実と正義を愛する心に信
頼して、わたくしたちが安全に暮らししてい
道をみつけだしたいとおもいます。わたくし
たちが戦争をしないこと、戦力をもたないこ
とを、この憲法にきめるのは、そのためです。
わたくしたちは、平和ななかで、平等なつき
あいのなかで、おたがいの国ぐにが、明るく、
楽しくくらししていこうと努力している人類の
仲間として、はずかしくない国民になること
をちかいます。

わたくしたちは、それぞれの国ぐにの人た
ちが、じぶんの国の主権をたいせつにしなけ
ればならないとおもいます。また、他の国の

主権をたいせつにしななければならないと考
えます。だから、じぶんの国の利益と幸福だけ
を考えて、他の国の利益と幸福を忘れるよう
なことがあつてはなりません。あくまでも、
平等という考えかたで、おたがいのつきあい
をしていきます。

わたくしたちは、日本の国の独立をほこる
とともに、他国の独立を尊重します。そして
おたがいの利益と幸福のためにつくられた国
際間のやくそくや習慣をかたく守って、全世
界の人びとのよい仲間になりたいとおもいま
す。

わたくしたちは、日本の名譽のため、あり
ったけの力を出して、この憲法のこころを、
じっさいに生かしていくことを、おたがいど
うしと世界の人びとの前に、ちかいます。



ぜん力をあげてこの崇高な理想と目
的を達成することを誓ふ。

信義に信頼して、われらの安全と
生存を保持しようとした。わ
れらは、平和を維持し、専制と隷
従、圧迫と偏狭を地上から永遠に
除去しようとして努めてゐる。国際社会
において、名譽ある地位を占めた
いと思ふ。われらは、全世界の国
民が、ひとしく恐怖と欠乏から免
かれ、平和のうちに生存する権利
を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自
国のことのみを専念して他国を無
視してはならないのであつて、政
治道徳の法則は、普遍的なもので
あり、この法則に従ふことは、自
国の主権を維持し、他国と対等関
係に立たうとする各国の責務であ
ると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ

第一条 わたくしたちは、天皇を日本の国のシンボル（むずかしいことばでいえば象徴）、心をひとつにして進むわたくしたちはたじるしにしようとして、みんなできめた。だから、天皇が、国をおさめる人ではなく、このわたくしたちこそ、みんなで作った日本の国をおさめていく力なのだ。

第一条（天皇の地位・国民主権）
天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 天皇のくらはいは、その子へ、その孫へと、つぎつぎに受けつがれていく。そのくわしいことは、わたくしたちの国会がつくる皇室典範という法律できめる。

第二条（皇位の世襲と継承）
皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇が、国民のために、なにかのおこないをするときには、どんなことでも、内閣の意見にしたがわなければならない。だからその責任はいつも内閣にある。

第三条（天皇の国事行為と内閣の助言・承認）
天皇の国事に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法にかいてあることのほかは、ぜったいに国の政治に口だしできない。

第四条（天皇の権能）
天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。



第五条 皇室典範のさだめで摂政となつた人は、天皇の代理をつとめる。

第五条（摂政）
皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第一章～天皇

第六条 天皇は国会できめた人を、内閣総理大臣のやくめにつける。また、内閣できめた人を最高裁判所長官のやくめにつける。

第六条（天皇の任命権） 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。



第七条 天皇は内閣の意見にしたがって、国民のために、つぎのようなしごとをする。

- 1 改正した憲法や法律や内閣の命令、外国との条約を官報にのせて公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙のことを国中にしらせること。
- 5 内閣が、おもな役人を任命したり、やめさせたりするときに立ちあうこと。外国との相



第七条（天皇の国事行為） 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二 国会を召集すること。
三 衆議院を解散すること。
四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
五 国務大臣及び法律の定める

談などにでかけていく使いに、正式の日本国代表だという書類を出すとき、内閣といっしょに名まえをかくこと。
6 内閣が、罪人を特別に許すときに、立ちあうこと。

- 7 国民に、国として名譽を与えること。
- 8 外国とのつきあいの書類を、内閣がつくるのに、内閣といっしょに名まえをかくこと。
- 9 外国の大使や公使をむかえること。
- 10 儀式をおこなうこと。

その他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七 栄典を授与すること。
八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九 外国の大使及び公使を接受すること。
十 儀式を行ふこと。



第八条 天皇や皇族が、財産をゆずりわたしたり、ゆずり受けたりするときは、国会の許しをうけなければならない。

第八条（皇室の財産授受） 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章～戦争の放棄

第九条 わたくしたちは、まごころから、世界の平和を、のぞんでいる。それには、どうしても、戦争をやめなければならない。だから、わたくしたちは、どんなことがあっても、いつになっても、よその国を軍隊の力でおどかしたり、戦争をしたりすることは、いっさいやらないことを決心した。そして、それを実行するために、わたくしたちは、日本の国を、軍隊をもたない国にするのである。



第九条（戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認） 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章～国民の権利及び義務

第十条 どういう人が、日本の国民であるかということについては、べつの法律で定める。

第十条（日本国民たる要件） 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 基本的人権というものは、国民のだけれどもがもっているものであるから、この憲法は、どこまでも、それをまもりつつける。

第十一条（基本的人権の享有） 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 わたくしたちの基本的人権は、不断の努力によって、守っていかねばならない。また、わたくしたちは、これを、じぶんかかってに使うてはならない。いつも、世の中の人ぜんたいの幸福を考えて使う必要がある。

第十二条（国民に保障する自由及び権利） この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第三章～国民の権利及び義務



第十三条 日本の国民はだれでも、一人ひとりの人間としてたいせつにされる。その人間の生命と、自由と、幸福をねがう権利は、なによりもたいせつにしなければならぬ。法律をつくる時や、国の政治の上では、いつも、このことを考えなければならない。

第十三条（個人の尊重と公共の福祉） すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 日本の国民は、だれでも、法律の上で、同じようにとりあつかわれる。

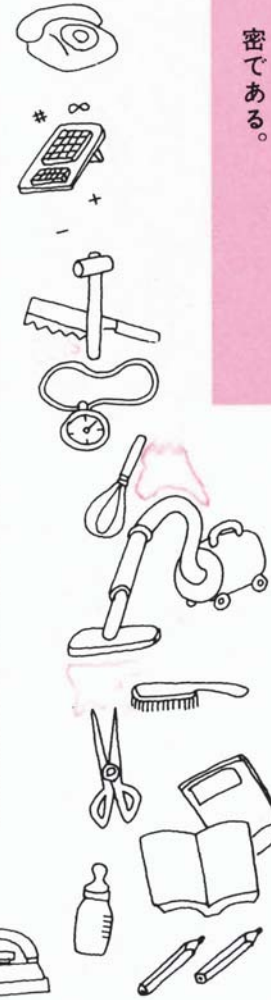
第十四条（法の下の平等） すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員（議員や役人）は、国民みんなの公僕である。よい公務員をえらび、悪い公務員をやめさせることは、国民の権利である。公務員を選挙するときは、成年の国民の

第十五条（公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障） 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵

第三章～国民の権利及び義務

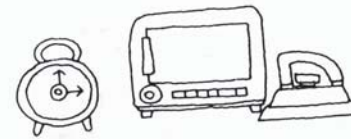
全部が投票する。そのときだれがだれに投票したかは、秘密である。



してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 だれでも、困ったことやのぞみたいことがあったら、それぞれの役所に、希望をのべることが出来る。このことを請願というが、請願したからといって、しかられたりすることは無い。

第十六条〔請願権〕 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

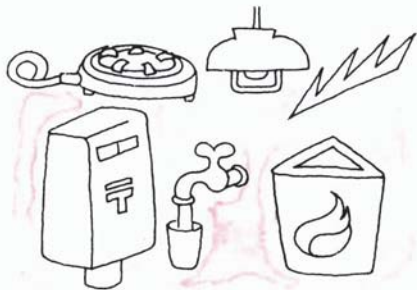


第十七条 だれでも、公務員のやりかたがいけなかったために、損害をうけたときは、国や公共団体から、つぐないをしてもらうことができる。

第十七条〔国及び公共団体の賠償責任〕 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 どんな人でも、けっして、奴隷のようにあつかわれることはない。また罪をおかして、罰せられるときのほかは、いやなくなるしい労働をさせられることはない。

第十八条〔奴隷的拘束及び苦役からの自由〕 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。



第三章～国民の権利及び義務

第十九条 思想と良心の自由は、おかしではらない。

第二十条 どんな宗教を信じてもそれは、ひとの自由である。



第十九条 (思想及び良心の自由) 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 (信教の自由、国の宗教活動の禁止) 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。



第二十一条 集会をひらくこと、団体や会をつくること、ことばや文字などで、じぶんの考えを発表すること、新聞・雑誌・本などを出版すること、そのほか、なんでも、考えていることを外に発表することは自由である。それについての検閲は、許されない。ひとの手紙もみてはならない。

第二十二条 みんなのじやまにさえならなければ、どこに住んでも、ひっこしてもかまわないし、どんな職業についてもよい。また、だれでも、外国へ移っていくことができるし、また日本の国から籍をぬくこともできる。

第二十一条 (集会・結社・表現の自由、通信の秘密) 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 (居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由) 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転及び職業選択の自由を有する。
② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第三章～国民の権利及び義務

第二十三条 学問の自由は、あくまでもまもらなければならない。

第二十四条 結婚は、本人同志の考えでできる。また、家族生活に関係のある、さまざまなことについて、法律をつくるばあいには、いつでも、家族のなかの一人ひとりがたいせつであること、男女が平等であることを忘れないようにしなければならない。

第二十五条 わたくしたちは、人間だから、人間らしい生活をする権利をもっている。だから、国としては、それができるように、いろいろと、ほねおらなければならない。

第二十六条 わたくしたちは、だれでも、力のあるかぎりは、いきたい学校にいて、勉強することができ。わたくしたちのおとうさん、おかあさんは、わたくしたちを、ある、きまった年数だけは、かならず学校に出さなければならない。そのあいたの費用、授業料などはただである。



第二十三条 (学問の自由) 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 (個人の尊厳・両性の平等) 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 (生存権、国の社会福祉・社会保障・公衆衛生) すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 (教育を受ける権利、義務教育の無償) すべて国民は、法律の定めるところにより、ひとしく教育を受ける権利を有する。
② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。



第三章～国民の権利及び義務

第二十七条 すべての国民には、働く権利があり、働く義務がある。
人を使って働かせるときはさまざまな注意は、べつの法律できめる。子どもをこき使うことはゆるされない。

第二十七条（勤労の権利義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）
すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③ 児童は、これを酷使してはならない。



第二十八条 働く人たちが組合をつくり、団結して使用者とかけあう権利は、この憲法によって、守られる。

第二十八条（勤労者の団結権、団体交渉権その他団体行動権）
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。



第二十九条 だれも、ひとの財産をとつたり、こわしたりしてはいけない。ただ、その持主に、適当なお金をはらって、みんなの幸福のために、それを使うことは許されることもある。

第二十九条（財産権の保障・私有財産の正当な補償）
財産権は、これを侵してはならない。
② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民には、法律できめられた税金をおさめる義務がある。

第三十条（納税の義務）
国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 法律できめてある手つづき（やりかた）によらなければ、人のいのちや、自由をうばうことはできないし、罰することもできない。

第三十一条（法定手続の保障）
何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。



第三十二条 だれにも、裁判所で裁判をしてもらう権利がある。

第三十二条（裁判を受ける権利） 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 だれでも、目の前で罪をおかしているときのほかは、裁判官がつくった書類がなければ、つかまえることはできない。

第三十三条（逮捕に対する保障） 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。



第三十四条 つかまされた人が、警察や刑務所に、とめられたり、ながく入れられることになったときは、かならず、そのわけを知らされる。また弁護士にたのむ権利をあたえられる。正しいわけがないときは、けつして、とめておかない。

第三十四条（抑留・拘禁に対する保障、拘禁理由の開示） 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護士に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならぬ。

第三十五条 じぶんのすまいや持ち物などは、だれからもおかさねない。他人から、正しい理由もなく、すまいにはいりこまれたり、家のなかをさがされたり、しらべられたり、品物を取りあげられたりするようなことは、せつたいにあつてはならない。役人が、そんなことをするばあいにも、裁判所で出した、令状が必要である。

第三十五条（住居侵入・搜索・押収に対する保障） 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発

せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 役人は、ぜ

つたいに、拷問をしてはならない。また、む

第三十六条（拷問及び残虐な刑罰の禁止）

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対的にこれを禁ずる。

ごたらしい罰はゆるされない。

第三十七条（刑事被告人の権利）

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格

第三十七条 罪をおかし

たといって、訴えられた人（被告人）は、だれでも、できるだけは

やく、公平な裁判を受

ける権利がある。その裁判は公開でおこなう。

を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 だれでも、とりしらべを受

けるときは、じぶんの損になることは、いわなくてもよい。拷問やむりじいや、おどかしてさせた自白、わけもなく長い間、ろうやに入れておいたあとの自白は証拠とすることができない。また、被告人の自白のほかに、なにも、証拠がないときには、罪人ときめられないし罰することもできない。

第三十八条（自己に不利な供述、自白の証拠能力）

何人も、自己に不利な供述を強要されない。
② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
③ 何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。



第三十九条 前には、罪にならなかつたおこないを、法律がかわつたからといって、今、罪にすることはできない。また、ひとつの罪について、二度、三度と、罪にすることはできない。

第三十九条（刑法の不遑及、一事不再理） 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 被告人として、ろうやにいれられていた人が、裁判で、無罪ときまつたときは、だれでも、法律のきまりによって、国から、つぐないのお金をとることがができる。

第四十条（刑事補償） 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができ



第四十一条 国の政治を動かすのに、いちばんたいせつな役目をもつのは、国会である。法律は、国会がつくる。

第四十一条（国会の地位と立法権） 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 国会は、衆議院と参議院のふたつでつくられる。

第四十二条（国会の両院制） 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条 衆議院も、参議院も、国民を代表する人を選挙してつくる。その議員の数は、べつの法律で定める。

第四十三条（両議院の組織） 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
 ② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。



第四十四条 議員になれる人、議員を選挙することのできる人の資格は、べつの法律で定める。けっして、人種のちがいがい、信ずる宗教や思想のちがいがい、男女のちがいがい、身分のちがいがい、家からのちがいがい、受けた教育のちがいがい、財産や収入のちがいがいなどによって、わけへだてをしてはならない。

第四十四条（議員及び選挙人の資格） 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

第四十五条 衆議院議員に選挙された人は、それから四年間だけ、議員として働くことができる。ただ、衆議院が解散になれば、議員でなくなってしまう。

第四十五条（衆議院議員の任期） 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。



第四十六条 参議院議員の任期は六年ときめ、三年ごとに、議員の半分ずつをいれかえる。

第四十六条（参議院議員の任期） 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七条 両議院の議員選挙についての法律は、べつにきめる。

第四十八条 ひとりの人が両方の議員になることは許されない。

第四十七条（選挙に関する事項） 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条（両議院議員兼職の禁止） 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。



第四章～国会

第四十九条 議員は、国から、手当をもらうことができる。これを歳費というが、これについては、べつの法律で定める。

第四十九条（議員の歳費） 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条 国会議員は、国会が開かれている間は、警察などにつかまることはない。その前につかまえられていても、議院が返せといえ、その間だけ返さなければならぬ。ただ、法律で定めてある、特別のばあいはべつだ。

第五十条（議員の不逮捕特権） 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならぬ。

第五十一条 議員は、議院のなかでは、どんな演説や討論をしてもかまわない。どんなことに反対するのも、賛成するのも自由である。議院の

第五十一条（議員の院内における発言表決の自由） 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

外で、それをとがめられるようなことは、ぜつたいにない。

第五十二条 国会の常会は毎年一回召集する。

第五十二条（常会） 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条 内閣は臨時会を召集することをきめてもよい。また、衆議院か、参議院の議員の四分の一がまとまって、臨時会を開けといいだしたときは、内閣は、かならず、それを開くようにしなければならぬ。

第五十三条（臨時会） 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。



第五十四条 衆議院を解散したときは、そのあと、四十日以内に総選挙をおこなう。またその選挙の日から、三十日以内に、国会を召集しなければならぬ。
 衆議院が解散になれば、参議院は閉会となる。けれども、いそぐことのあるときは、内閣が、参議院の緊急集会を開くことができる。

第五十四条（衆議院の解散と総選挙、特別会、参議院の緊急集会） 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならぬ。
 ② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
 ③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条 議員の資格について争いがおこつたときは、議院のなかで定める。そのとき出席した議員の三分の二以上が賛成しなければ、その議員は

第五十五条（議員の資格争訟の裁判） 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の

やめさせられない。

多数による議決を必要とする。

第五十六条 どちらの議院も、全部の議員の三分の一以上の出席者がなければ、議事をひらいたり、議決をすることができない。
 出席者の半分より多くの人が賛成したときに、きまる。賛成と反対が同じ数のときは、議長がきめる。

第五十六条（議院の定足数、議決方法） 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
 ② 両議院の議事は、この憲法に特別の定めがある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

第五十七条 どの議院の会議も、みんなの見ている前でひらく。秘密会は、出席者の三分の二以上がきめたときだけしかひらけない。会議のしよう

第五十七条（会議の公開と秘密会） 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
 ② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認め

は書きとめておいて、なるべく多くの人に知らせるようにしなければならぬ。



第五十八条 どの議院も、議長その他の役員をえらびだし、また、議院のなかでの、さまざまな規則をつくることができる。規律をみだした議員には、懲罰をくわえることもできる（ただ、除名にするときだけは、出席者の三分の二以上の賛成がいる）。

られるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならぬ。
 ③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならぬ。



第五十八条（議長及び役員を選任、議院規則、懲罰） 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
 ② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、また、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十九条 法律は、両方の議院の可決によってつくられる。けれども、衆議院が可決したものを、参議院が可決しないとときは、衆議院でもう一度可決（この時は出席者の三分の二以上の賛成がいる）すれば、法律になる。このばあい、両院協議会をひらいて、そうだししてもいい。

第五十九条（法律案の議決、衆議院の優越） 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
 ② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
 ③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
 ④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。



第六十条 予算は、まずはじめに、衆議院でしらべる。参議院の意見が、衆議院の意見とちがうばあいには、両院協議会をひらくことになる。それでも、なお意見があわないうときは、衆議院の意見できめる。また、衆議院が可決した予算を、参議院が三十日間もそのままにすてておけば、やはり、衆議院の可決が、そのまま国会の可決になる。

第六十一条 内閣が、外国と条約をむすぶときに、国会の承だくを受けるばあいも、ふたつの議院の意見があわないうときは、予算のときと同じにする。

第六十条（衆議院の予算先議、衆議院の優越） 予算は、さきに衆議院に提出しなければならぬ。
 ② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条（衆議院の条約承認の優越性） 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条 どちらの議院にも、国の政治について、さまざまな調査をする権利がある。

第六十三条 内閣総理大臣をはじめその他の大臣は、いつでも、どの議院にでも、出席して、発言することができる。また、議院のほうから、質問があつて、よび出されたときは、かならず出席しなければならない。

第六十二条（議院の国政調査権） 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条（国務大臣の議院出席の権利と義務） 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条 国会は、裁判官をやめさせる裁判をするための弾劾裁判所をつくる。

第六十四条（弾劾裁判所） 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
 ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章～内閣



第六十五条 国の行政権は内閣がにぎる。

第六十五条（行政権と内閣） 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、その長である内閣総理大臣と国務大臣とでつくれる。大臣になる人は、文民でなければならない。内閣は、一同で、国会に責任をおいながら、しごとをする。

第六十六条（内閣の組織、国務大臣の資格、国会に対する連帯責任） 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から、国会が、指名

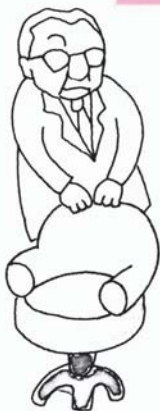
第六十七条（内閣総理大臣の指名、衆議院の優越） 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、

する。その指名は、ほかのどのことよりも先にし、また、その指名をするときは、衆議院のほうの意見が、参議院よりもおもしろくもちいられる。

他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、自分の考えで、国務大臣を任命することができる。けれどもその半分以上は、国会議員でなければならぬ。また、国務大臣は、総理大臣の考えで、いつでもやめさせることができる。

第六十八条（国務大臣の任免） 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。ただし、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。



第六十九条 内閣は、衆議院が、信任しなくなったときは、やめるか、衆議院を解散するか、そのどちらかにしなければならない。

第六十九条（衆議院の内閣不信任、解散及び総辞職） 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたときは、内閣は総辞職しなければならない。また、総選挙のあと、はじめて国会が召集されたときも、総辞職しなければならない。

第七十一条 内閣は、総辞職したあとも、新しい内閣総理大臣が任命されるまでは、いままでのしごとをつづ

第七十条（内閣総理大臣の不存在、総選挙後の内閣総辞職） 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条（総辞職後の内閣の職務） 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。



ける。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣の代表者である。

第七十二条（内閣総理大臣の職務） 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。



第七十三条 内閣は、つぎのしごとをする。

- 1 法律できめられたことを正しくおこない、国のしごとをまとめていくこと。
- 2 外交のしごとをすること。
- 3 外国と条約をむすぶこと。それには、むすぶ前に、またやむをえないときは、そのあとでも、国会の承だくを受けなければならない。
- 4 国の役人に関するしごとをすること。

第七十三条（内閣の職務） 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理する

第五章～内閣

- 5 予算をつくって国会にだすこと。
- 6 この憲法や法律できめてあることをじっさいにおこなうための政令をつくること。
- 7 大赦、特赦など、罪をおかした人をとくべつに許すとき、それをきめること。

第七十四条 法律や政令をだすときは、どれにも、受持の大臣が氏名をかきいれ、それに内閣総理大臣が、その氏名をならべて書かなければならない。

- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十五条 内閣総理大臣が承知しなければ、罪をおかしたうたがいがあっても、国務大臣を起訴することはできない。

第七十四条（法律・政令の署名及び連署）
法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条（国務大臣の訴追） 国務大臣は、

第六章～司法

第七十六条 司法権は最高裁判所と、その下の裁判所だけがにぎる。裁判官は、憲法や法律のきまりと、じぶんの良心だけにしたがって、そのしごとをおこなわなければならない。



その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

- 第七十六条（司法権と裁判所） すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
 - ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。



第七十七条 最高裁判所は、裁判所に必要な、いろいろな規則をつくらなければならない。検察官も、最高裁判所できめた規則をまもらなければならない。

第七十八条 つぎのようなばあいのほかは、

- 1 その裁判官を、裁判にかけて、心身のこしようで、裁判官のしごとができないときめたとき。
- 2 弾劾裁判所でやめさせられたとき。

第七十七条 (最高裁判所の規則制定権)
最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従うなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に委任する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八条 (裁判官の身分保障) 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条 最高裁判所の裁判官(長官はべつ)は、内閣が任命する。その裁判官(長官も同じ)については、任命されたあとで、はじめておこなわれる衆議院議員の総選挙のときに、国民審査をする。国民審査はそのあと、十年ごとにおこなう。国民審査で任命が不適当ときまった裁判官はやめなければならない。最高裁判所の裁判官は、ある年齢になるとやめる。その年齢は法律で定める。

第七十九条 (最高裁判所の構成、国民審査)
最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際、国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。



第八十条 下級裁判所の裁判官は、

最高裁判所が指名した者のなかから、内閣が任命する。その裁判官の任期は十年とするが、またつづけて任命してもよい。ただ、ある年齢になればやめなければならない。どの裁判官も、そうとうの給料をもらうが、それは、つとめているあいだ、へらされない。



第八十条（下級裁判所の裁判官） 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることが出来る。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。



第八十一条 さまざまな法律、命令、規則または処分が、憲法のまじりにあうか、あわないかは、いちばんおしまいは、最高裁判所の意見でままる。

第八十一条（最高裁判所の合憲性審査権） 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。



第八十二条 裁判は公開の法廷でおこなうから、だれでも傍聴することができる。ただし、公開しないばあいもある。

第八十二条（裁判の公開） 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
 ② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてある事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

◀第七章～財政



第八十三条 財政のし
ごとは、いつも、国
会の意見にしたがつ
て、おこなわなけれ
ばならない。

第八十三条（財政議決主義）
国の財政を処理する権限は、
国会の議決に基いて、これ
を行使しなければならない。

第八十四条 新しい税金
をとりたてたり、いま
での税金をあらためた
りするときは法律でき
めなければならない。

第八十四条（租税法定主義）
あらたに租税を課し、または
現行の租税を変更するには、
法律又は法律の定める条件
によることを必要とする。

第八十五条 国の費用を使い、または、国が
借金をするときには、国会の意見にしたが
わなければならない。

第八十五条（国費の支出及び国の債務負
担） 国費を支出し、又は国が債務を
負担するには、国会の議決に基くこと
を必要とする。

第八十六条 内閣は一年間の予算をつくって、
これを国会に出し、よくしらべた上で、き
めてもらわなければならない。

第八十六条（予算の作成） 内閣は、毎
会計年度の予算を作成し、国会に提出
して、その審議を受け、議決を経なけ
ればならない。

第八十七条 もしも予算が不足したときの用
意のため、国会にゆるしてもらって、予備
費をとっておくことができる。予備費は、
内閣の責任で、自由に使うことができるが、
あとで国会の承だくを受けなければなら
ない。

第八十七条（予備費の支出） 予見し難
い予算の不足に充てるため、国会の議
決に基いて予備費を設け、内閣の責任
でこれを支出することができる。
② すべて予備費の支出については、内
閣は、事後に国会の承諾を得なければ
ならない。

第八十八条 皇室財産は、すべて国の財産と
する。皇室の費用は、毎年の予算できめて、
政府がはらう。

第八十八条（皇室財産・皇室費用） す
べて皇室財産は、国に属する。すべて
皇室の費用は、予算に計上して国会の
議決を経なければならない。

◀第七章～財政



第八十九条 国や地方団体がもっているお金や財産は、宗教に関係あるものや、私立の学校や、慈善団体などに、あたえてもいけないし、使わせてもいけない。

第八十九条 (公の財産の支出又は利用の制限) 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入・支出の決算は、毎年、会計検査院が検査する。内閣は、つぎの年度に、この決算を、会計検査院の報告書といつしよに、国会にださなければならない。会計検査院については、べつの法律で定める。

第九十条 (決算、会計検査院) 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

◀第八章～地方自治

第九十二条 地方公共団体(都道府県・市町村)の政治のやりかたについては、その住民たちの意見がよく生かされるように法律できめなければならない。

第九十二条 (地方自治の基本原則) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。



第九十一条 内閣は、国会および国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、財政の報告をしなければならない。

第九十一条 (内閣の財政状況報告) 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。



第九十三条 地方公共団体の長、地方公共団体の長、議会の議員などは、住民が、直接に選挙する。

第九十三条 (地方公共団体の議会、長、議員等の直接選挙) 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

◀第八章～地方自治

第九十四条 地方公共団体は、そのなかでの、財政・行政を
実行する権利があるし、法律
とくいちがわらない範囲で条例
をつくることができる。

第九十五条 国会が、あるひと
つの地方公共団体にだけあて
はまる、特別な法律をつくる
ときは、その地方公共団体の
住民に投票させてみなければ
ならない。賛成者が多数でな
いときは、その法律はつくれ
ない。

第九十四条（地方公共団体の権能） 地方公共団体
は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政
を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制
定することができる。

第九十五条（特別法の住民投票） 一の地方公共団
体のみに適用される特別法は、法律の定めるところ
により、その地方公共団体の住民の投票において
その過半数の同意を得なければ、国会は、これを
制定することができない。



◀第九章～改正

第九十六条 この憲法を改
正するには、各議院とも
三分の二以上の議員の賛
成で、いいだし、それを
国民に承認させるには、
特別国民投票か、国会が
きめた選挙のときにおこ
なわれる投票かで、多数
の賛成をえなければなら
ない。

憲法改正の承認があつ
たときは、天皇は日本国
民の名でそれを公布する。

第九十六条（憲法改正の
手続、その公布） こ
の憲法の改正は、各議
院の総議員の三分の二
以上の賛成で、国会が、
これを発議し、国民に
提案してその承認を経
なければならぬ。こ
の承認には、特別の国
民投票又は国会の定め
る選挙の際に行はれる投
票において、その過半
数の賛成を必要とする。
② 憲法改正については、前
項の承認を経たときは、
天皇は、国民の名で、
この憲法と一体を成す
ものとして、直ちにこ
れを公布する。



◀ 第十章～最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は人類がながい間自由をえるために努力してきたたまものである。いままにいくたびか、さまざまの苦しみにあいながら、きたえあげられた正しく美しいものである。それは現在および将来の国民にうけつがれる、おかすことのできない永久の権利である。

第九十七条〔基本的人権の本質〕 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、日本国の最高法規であるから、この憲法のきまりに反する法律、命令、詔勅などの全部、または一部は、どんな場合でも、ききめがない。

外国との条約や、国際法規は、まごころ

第九十八条〔最高法規、条約及び国際法規の遵守〕 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
② 日本国が締結した条約及び確立さ

から、まもることが必要である。

れた国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇または摂政・國務大臣・国会議員・裁判官その他の公務員には、この憲法をたいせつにし、これをまもりつづける義務がある。

第九十九条〔憲法尊重擁護の義務〕 天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



第百条から第百三条

までの「補則」のこと

このところには、この憲法が、一九四六年十一月三日に公布されて、それから六ヵ月あとの一九四七（昭和二二）年五月三日から施行されること、それまでの間、あるいは、その時になつて、しなければならぬさまざまのこと——などが書いてあります。新しい憲法や法律ができて、それまでのものと、いれかわる時の注意です。こういうきまりを、法律上のことばでは、「経過規定（けいかきてい）」とよんでいます。法律をしらべる時には、このところにも、いろいろとたいせつなこ

第百条（施行期日、施行の準備手続）

この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第百一条（経過規定—参議院未成立の間の国会） この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

とがありますから、注意しなければなりません。

この憲法の補則もやはりそういう経過規定です。だから、わたくしたちの憲法の、真のなかみは、全部で十章九十九条ということになります。

この本が書かれている今は、この憲法が公布され、施行されてから、三十九年間もたちましたので、この第百条から第百三条までの間にきめられたことは、きれいに、あとしまつがついております。

どんなことがかいてあつたかは、ここにききませんから、各ページにある憲法の正文をごらんください。

第百二条（経過規定—第一期の参議院議員の任期） この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第百三条（経過規定—憲法施行の際の公務員の地位） この憲法施行の際に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

憲章 兒童 兒童

われらは日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分整った教育の施設を用意せられる。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。

あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

(昭和二十六年五月五日 児童憲章制定会議制定)

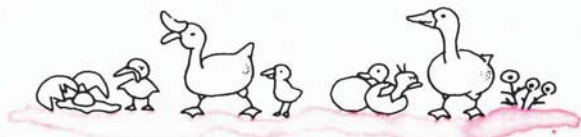


武蔵野市非核都市宣言

戦争の惨禍を防止し、恒久平和を実現することは、人類が切実に念願するところである。核兵器保有国間で核軍拡競争が激化している今日、とりわけ核戦争を回避し、原水爆の恐れのない世界を確立することは、緊急かつ重大な課題である。武蔵野市は、平和を希求する世界連邦に関する宣言都市として、人間が人間を滅ぼす危険を防ぎ、人類永遠の平和を樹立するため、非核三原則の完全実施を願い、最大限の努力を傾注するものである。ここに、われわれは、平和のために貢献する決意を表明するとともに、武蔵野市が非核都市となることを宣言する。

昭和五十七年三月二十九日

武蔵野市議会



世界連邦に関する宣言

武蔵野市は、世界の恒久平和と人類永遠の繁栄を保障する世界連邦の建設に同意し、武力国家の対立を解消して、英知と友愛に基づく世界の新しい秩序の実現を希求する。人類最初の原爆被災国として、また戦争放棄を憲法に明記した国として提唱し得る最善の立場にあることを確信し、この宣言を行ない、他の宣言都市と相携えて、世論を喚起し、これを国政に反映せしめ、速やかに国家宣言を行なうと共に、進んで現行の国連憲章の改正により世界連邦の実現を期するものである。

右宣言する。

昭和三十五年六月二十八日

武蔵野市議会

福祉都市宣言

人間愛に基づく連帯と活力あふれる福祉のまちづくりは、全市民の強い願いである。武蔵野市は、市民の英知を生かし、社会福祉の増進を図るため、数々の施策を展開してきた。われわれは、国際障害者年の初年度に当たり、本年を福祉充実の新たな出発の年とし、憲法で保障する健康で文化的な生活を営むため、幅広い市民参加によって、だれもが生きる喜びとあすへの希望を持てる福祉都市の建設を決意するものである。

昭和五十六年七月十日

武蔵野市議会





- この「子どもとおとなの日本国憲法」は、武蔵野市憲法月間記念行事実行委員会の協力により、昭和61年5月3日に初版を発行しました。その後、平成3年5月に第二版、平成5年5月に第三版、平成19年5月に復刻版を発行しています。
- 平成19年5月の復刻版発行にあたり、有斐閣発行「わたくしたちの憲法」より、宮沢俊義・国分一太郎両氏の憲法口語訳を著作権者の許諾を得て、第15条の一部を削除したうえで掲載しています。
- 「わたくしたちの憲法」は、昭和30年5月20日初版第1刷・昭和58年2月28日新装改定版第1刷・昭和62年4月15日新書版第1刷が発行されています。

[著者紹介]

宮 沢 俊 義 (みやざわ としよし) 1899年 (明治32年) 生まれ。
1923年 (大正12年) 東京帝国大学卒業。1976年 (昭和51年) 逝去。
もと東京大学教授、憲法学者。

国 分 一 太 郎 (こくぶん いちたろう) 1911年 (明治44年) 生まれ。
1930年 (昭和5年) 山形師範学校 (今の山形大学) 卒業。1985年 (昭和60年) 逝去。教育評論家、児童文学者。

■子どもとおとなの 日本国憲法(復刻版)■

平成26年3月31日 第二版発行 (非売品)

- 発行／武蔵野市市民部市民活動推進課
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28 電話 0422-60-1829
- 印刷／プリンティングイン株式会社
- イラスト／村崎 緑

※許可なく、転載、複製することを禁止します。